

二、宗教法人と責任役員について

小 林 弘 侑

(真言宗御室派)

一 はじめに

宗教法人の意志決定機関として「責任役員」の制度が、宗教法に導入せられたのは、現行の宗教法人法になってからである。封建時代の昔から、宗教法人法が施行されるまでの永に間、法人の意志の決定は、住職とその補佐機関である総代によって行われていたのであるから、責任役員制度の歴史はきわめて短いものである。ただ、この三十年余りの歳月の流れの中にあつて、我が国全体と、宗教界の關係を見る時、その変遷の中に大きな落差を見出す者は、筆者一人ではないものと思う。

国家の方は、この間に世界が目を見張るほどの発展をとげている。それは、単に經濟に係る事象のみではなく、政治も安定し、教育も効果を上げ、治安も申し分ない、というように、国家の根幹を支える諸制度の多くの部分において、諸外国にとつて、ひとつの理想像とされるほどのものとなつた。

ところが、一方、我が国の宗教界に目を転じると、この三十年間に、我々の社会はどれほどの進歩なり発展なりを示し得たであろうか、という思いの方が先に胸を打つ。国民の宗教上のエネルギーは、仏教、なかでも既成仏教といわれる昔ながらの宗派仏教を見放したかのように、新しい宗教に向けられた。既成教団の方でも、なるほど、一時期の高度経済成長の余波を受けて、何がしかの波及効果に浴するところとはなった。しかし、これとて、ありていに云えば、改善されたのは、ふところの中身だけであって、その余は旧態依然、ほとんど何の進歩も示し得ず、とうてい国民の期待にそう、というまでには到らなかつたのである。

さらにまた、このような経済成長の波にもまれ、任職が寺の外で働いて得る生活費の一半を法人経営に注ぎ込まざるを得ない、というようなものがある半面、数は少ないとはいへ、金の使い道に困る、というような法人も生れていたのである。寺院の維持・管理には、当然相当な資金を要するものである。宗教法人法の立法の目的そのものが、宗教団体に財的基盤を与えることにあるのであるから、経済の問題を離れて宗教法人を論ずることは、意味をなさない。しかしながら、寺院経済の問題を重視するあまり、宗教を忘れ金もうけの面白さにとりつかれた任職が、世間に於ける企業活動と全く同じことをやり始めたあたりに、既成教団の体質そのものがうかがわれよう。

この三十年間で世間を震撼させるような、宗教界での出来事のひとつが、教義や信仰という深みのあるものではなく、経済問題にその因を発していることでも、その本質を明らかにしている。また、この種のトラブルは、宗派や教団、あるいは寺院の大小・新旧の別に関わずに発生している。それが世間にまで知られるか否かということは、単に運の問題にしかすぎない。宗教界が、このような醜悪な姿を世間にさらさざるを得なくなった理由のひとつは、これから論を進める寺院関係者の法令に関する無関心や無知にある、といえるのである。

総体に、宗教家は、聖なるものに対する関心が深まるほど、俗なるものから離れるという性質を持つ。聖は、俗な

るものと分離されることにより、はじめて成立する、というのは程度の違いこそあれ、どの宗派や教団においても該当する、いわば公式のようなものである。例えば、我が国における仏教の歴史を見ても、俗化が進むごとにそこから逃げ出すという、いわば逃避の歴史であった、ということがいえるものであった。世俗を嫌らう、という宗教家の姿勢は、法を見る態度にもそれがよく表われている。すなわち、時の権力が決めた程度の世俗の法などは、自分達が信奉し、説き広める聖なる法——教義——に比べれば、はるか足下の取るに足らないものであるというのであろう。世間でも「法（世俗法）は最低の道德なり。」という。しかしながら、世俗の法すら遵守し得なくて、このような主張を重ねることが、いかに実体のない幻覚にしかすぎないものであるかということは、今日宗教界に起りつつある事象に照せば、きわめて明瞭である。

二 宗教法の変遷と責任役員

さて、我が国に於て、初めて施行された近代法典としての宗教法は、昭和十四年の「宗教団体法」である。この法律において、寺院経営の根幹をなす機関は、住職と総代であるが、この仕組みは、遠く封建時代から続いた制度をそのまま明文化したにすぎない。住職や総代、あるいは一般檀信徒にとって、寺院運営の基本がほとんど何の変化も示さない以上、宗教団体に法人格が付与されようと、されまいと日常生活に変革をもたらせるほどのものとなり得なかつた。

戦後間もなく施行された「宗教法人令」も、この意味においては、同全であったといえよう。元来、我が国には、自然人以外のものに「人格」を与えるという「法人」というような法概念は存在しなかつた。株式会社や財団法人・社団法人等の法人は早くから存在はしていたものの、ほとんどの寺院住職や檀信徒にとっては、はるか彼方の別世界で

あり、法人を自覚せしめるような直接の利害関係は、何もなかったのである。さらに、戦後に行われた農地解放は、寺院住職の生活の根拠を根底からくつがえすほどの強烈な打撃を与えるところとなった。これもまた住職の法令に対する不信任をつのらせる大きな原因になったのである。

戦中と戦後の混乱から、宗教界が十分に立ちなおっていない昭和二十六年に現行の宗教法人法が施行されたのであるが、今にして見れば、時期としてはあまり適当とはいえなかったのかも知れない。とはいっても、宗教法人側の事情は別として、この新法は、それ以前の宗教法に比較すれば、正に画期的な内容を具備するものであった。なかでも、法人の事務決定権を「責任役員」に与えるという制度は、ある意味では、目を見張るほどの変革を宗教団体に与え得る内容を備えたものであった。ところが、法の施行後三十年を経た今日ですら、寺院住職レベルにおいてさえ、徹底を欠き、軽視されているのが、現実の姿である。法に対する法人側の態度や精神状態は、すでにのべている通りであるが、その余にも原因となり得るものがあるかどうか、という点に関し、少しく考えてみたい。

まず第一に考えられるのが、新法施行に当たっての所轄庁・包括法人等の準備不足と、それに伴う混乱が今日の法軽視にも繋がっているように思えてならないということである。

所轄庁も包括団体も、共に新法による法人の認証の準備にその精力の大半が消耗され、新法の内容の周知徹底にまでは力が及ばなかったのではないか。かつて、ある県庁で、末寺の規則を調査した時、責任役員の員数、任期共に空欄のままの規則を発見したことがあった。通常の事務処理のなかでは、およそ考えられないことであるが、これなどは、所轄庁・包括・被包括法人ともども、目の前にせまる膨大な量の認証事務に心がうばわれていた、と解する外は、ないできごとといえよう。今日でさえ、末寺に対する事務の指導、例えば法人の設立や解散等を宗派の日常の事務として責任を持って行なえない宗派も少なくないと聞いている。このような次第であるから、宗教法人法が施行された

当時、その内容を正しく末寺に示し得た宗派はきわめて少なかったのではなからうかと思う。

真言宗御室派の宗派規則と末寺規則を比べても、決定的に支障を来たすような矛盾はないとはいえ、小さな部分の齟齬は少なくない。

これなども、宗教法人法についての十分な理解と認識が備っていれば、当然に防ぎえたことである。すでに三十年も昔のことを、くわしく調べることはできないし、また、その必要もないかも知れない。しかし、当時の事情を今にして思えば、勉強は後まわしにして、運転免許証の先渡を受けたのと、同じようなものであったといえよう。ひとたび免許証を入手すれば、もうおしまい。後で勉強するなどという、殊勝な人間はほとんどいまい。

宗教法人法施行当時の混乱と、準備不足という点については、次のような事例があげられよう。今日では、宗教法人の事務の決定の方法は「責任役員会」という会議を開催し、ここで討論により決定される、というのが常識となっている。しかし、新法の施行当時は、この責任役員会制という制度は確立せられていなかったのではなからうかと思えるふしがある。

昭和二十六年七月三十一日、文宗第二三号により、当時の文部省大臣官房宗務課長代理から教宗派教団の管理者あてに「宗教法人の規則作成、認証申請等について」と称する文書が発せられている。この文書の内容とするところは、宗教法人令による宗教法人を、宗教法人法による宗教法人に切りかえることについての指導書ともいべきものである。この文書には、宗教法人法の骨子ともいべき部分の解説と共に、認証に必要な書類の説明にあわせて、宗派及び末寺の規則作成例が注意書を添えて掲げられている。この規則案を見るかぎり、どこにも責任役員が事務を決定するにつき「責任役員会」を開催して、これを行うとは明示されていない。もつとも、法自体に於ては、第十九条で「規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の数数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々

平等とする。」と定めて、責任役員会での議決により、事務が決定されるべきことを定めている。また、文部省案として示された規則例でも、この議決権の平等を定めた規定そのものは存在しているが、事務のいかなる部分が会議に付されるべきか、などという点には一切ふれられていない。

そもそも「責任役員」という制度は、正にこの新法によって初めて採用せられた制度であるから、規則案の中に於て、当然精密な解説が加えられてしかるべきである。先に引用した第十九条についても、「責任役員の事務の決定は会議でなされるべき旨の規定があるから、当然すぎるものを改ためて詳細に規則に盛り込む必要はない。」と当時の文部省が考えたとは思えない。むしろ、事務の決定のうち、どの部分を会議に付すべきか、文部省自身でつめが行われていなかったため規則案に示し得なかった、と解す方が自然であろう。

私のこの見解は、さらに文部省が例示した規則案の各所に於て、補強せられるものと思う。文部省の示した規則案のうち、宗派用の「規則変更及び合併」に関する部分に於ては「責任役員の同意」という文言が使用されている。

「第六十二条 この規則を変更しようとするときは、宗会議員の定数の過半数及び責任役員の定数の三分の二以上の同意を得て、文部大臣の認証を受けなければならない。（以下略）」

規則変更に関する従前の法令を調べてみると、宗教団体法では次のように規定されている。

「第六条 3 寺院規則若ハ教会規則ヲ変更セントストキ又ハ法人に非ザル教会ガ法人タラントストキハ權徒、教徒及信徒ノ總代ノ同意ヲ得、（以下略）」

宗教法人令に於ても、これとほぼ同様に「第六条 神社、寺院又ハ教会ノ規則ヲ変更セントストキハ氏子・崇敬者・檀徒・教徒及信徒ノ總代ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。」と定めている。云うまでもないことであるが、宗教団体法及び宗教法人令に於ては、總代は法定の必要的機関であり、どの法人にあつても三名以上の總代を置くことが義務付

けられていた。ただ、この当時の総代の権利義務の範囲は、必ずしも明確ではなく、「寺院又ハ教会ノ経営ニ関シ主管者ヲ扶ク」という程度の地位しか認められていなかったのである。このように、あいまいな地位ではあったが、法人の重要事項の決定、例えば財産処分や規則の変更などは、主管者の意志だけでは決定せず、総代の「同意」が必要とされたのである。

現行の宗教法では「総代」は、すでに必要的機関としての地位を有していない。それにもかかわらず、多くの仏教系の法人に於ては「任意機関」として総代を置き、重要事項の決定には、総代の同意を要する旨の規定を規則に設けている。先に掲げた宗派用の文部省案第六十二条にいう「同意」の概念と、宗教団体法及び宗教法人令、さらには現行の宗教法による規則変更認証等に必要とされる総代の「同意」は全く同じ性質のものである。文部省案によると「同意」はこの外にも、解散の手續を定めた第六十三条でも「……責任役員の数数の全員の同意……」とあるほか、未寺用の解散の手續を定めた第三十五条でも「……責任役員の数数の全員の同意を得て、……」とある。この規則案が作成された当時、文部省が責任役員会で「議決」すべき事項について、明確な見解を有していたならば、当然「同意」に代って「議決」という用語が用いられたものと思う。なお、基本財産の設定及び変更を規定する第四十八条、基本財産の処分に関する第五十条、予算の変更の第五十三条、予算の追加及び更正に関する第五十六条等には「○○の議決」となっているが、この「○○」には宗会その他の機関が充てられることが予測されている。現に真言宗御室派では、この「○○」は宗派の議決機関である「宗会」となっている。

さらに、施行細則に関する第六十五条では「この規則の施行に関する細則は、宗会の議決を経て、責任役員が（宗令・教令・宗則・細則で）定める。」とある如く、法定機関たる責任役員と、重要ではあるにしても任意機関にすぎない宗会との責任や権限の上下関係が非常にあいまいな形で提示されている。今日、たいていの宗派や教団にあって

は宗会等の議決機関を有し、首脳の人事、予・決算、財産処分、規則変更等の重要事案の決定をこれにゆだねている。しかし、このような機関を設けること自体が、責任役員の仕事決定権を制限することとなる。宗教法人法は、このような機関を設けることを制限していないが、責任役員と宗会の間には、明確な形に於て事務の委任がなされていないと、両者間で意見の相違があったような場合には、いたずらに紛争を助長することになりかねない。このような点からも、規則のモデルは可能なかぎり誤解を生じにくいものとすべきであった。宗派の責任役員と宗会の関係に於ても、文部省案はきわめてあいまいであったといえるのではないか。

近年、近畿四府県によって、新しい被包括法人用の規則案が策定せられ、宗派としてすでに、これを採用しているものもある。また、宗派として採用しないまでも、近畿四府県内での法人新設に当っては、この規則で認証を受けることとなっている。この規則案が評価される最大の点は、法人の事務の決定に「責任役員会制」が採用せられ、責任役員会に付すべき事項が、きわめて明確、かつ、誤解の生じない方法で提示されていることであろう。このモデルに於て、責任役員会に付すべき事項は、次のようになっている。

- (1) 予算 (2) 決算 (3) 年度末剰余金の処分 (4) 財産目録 (5) 特別財産及び基本財産の設定又は変更 (6) 土地・建物及び重要な資産の取得若しくは処分又はこれらを担保に供すること (7) 主要建物の新築・増築・改築及び用途変更等 (8) 境内地の模様替又は用途変更等 (9) 借入れ又は保証 (10) 事業 (11) 被包括関係の設定又は廃止 (12) 規則変更又は細則の制定及び改廃 (13) 合併又は解散及び残余財産の処分 (14) 主要役員職員の人事 (15) その他この法人の重要な事務

このような、新しい規則案が作成されるということは、とりもなおさず、従前の規則に不備を見たためであるが、ただ残念なことは、これが所轄庁によるものであり、宗教法人の側から進んで研究提示されたものではない、ということである。

三 宗教法人法制定当時の宗教団体の事情

宗教団体法施行当時の寺院の経営は、前にも述べた通り、三人以上の総代が住職を補佐するという形でなされてきた。この時代の総代は、実質上の地位からその権限に至るまで、封建時代の延長と考えてよく、寺院の世俗面での実力は、住職をはるかにしのぐほどのものであった。住職自身はというと、寺院が法人になろうとなるまいと、生活には何の変化もなかった。今日ですら、法人の代表者としての組織的な訓練を受ける場がほとんど存在しないのであるから、当時の住職には、自己の所属する団体が「法人」であるという認識すらなかったものと思う。税法上の保護でさえも、当然のものという考えであって、これが、きわめて例外的な優遇措置である、という認識は全く存在しなかったといえよう。

法の施行後間もなく、我が国は第二次世界大戦に突入し、やがて、寺院の住職すら一兵卒として戦場に狩出される時代となった。戦中から戦後の一時期にかけて、寺院住職は非生産者として、肩身の狭い思いを味わい、戦後間もなく実施せられた農地解放による打撃から容易に回復することができなかったのであった。宗教団体の責任者としての自覚よりは、自己や家族の生活の方に多くの関心を向けざるを得なかった、苦難の時代であった。

国民の大半が、まだ敗戦のショックからさめやらぬ昭和二十年の暮に宗教法人令があらわただしく施行されることとなった。これは、占領軍の意向である信教の自由、政教分離の原則等を忠実に反映するものであったが、それだけに世に云うような大きな欠点を内包するものであった。例えば、法人を設立するに当たっても、許認可主義を採用せず、規則を作成し、登記を行い、しかるべき後に所轄庁へ届出を行うというものであったから、宗教団体でない団体でも宗教法人となることが可能であった。さらに、宗教法人令では、今日の我々の目から見れば奇異とも思える一つの全

く新しい概念を導入している。その第八条に於て「宗教法人ニ一人又ハ数人ノ主管者ヲ置クベシ」とあるのがそれである。従前の寺院の経営は、封建時代を含め、聖職者である「一人」の住職と総代が協力してこれを行う、という制度になじんで来た。それが、宗教法人令になって、突然、複数の主管者を認める、という方向に百八十度の方向転換を行ったのである。この「数人の主管者」という概念は、民法法人の「理事」の概念と全く同じものである。民法法人の理事は、事務の決定権を有し、法人内部の規定へ定款・寄附行為によって、代表権の制限を行わなければ、全員に代表権がある。

宗教団体は、それぞれの教義のなかで絶対者の存在を容認するものであるし、その教義の現在の具現者である宗派・教団の代表者にも、他の社会の役職者では得られない特別の権威を認めるのが普通である。このような宗教の世界の特異性から見る時、複数の権威を仮にそれが世俗上の地位にすぎないにしろ認めたことは、宗教団体には適合しにくい制度であったといえよう。

一方、この制度を総代の側から眺めれば、現実はとも角としても、制度上は複数の主管者が認められるところとなったのであるから、相対的には権威が低下したこととなった。その上、その主管者は、民法法人の理事の持つものと同等の権限を有するのであるから、総代の従前持っていた事実上の寺院の管理権などは、この時点できっぱりと清算されるべきであった。ところが、複数の主管者を置くことができる、という宗教法人令の新機軸は、当然ながら法人の大小を問わず大変な不評であり、法律は変わったものの、法人の実体は相変わらず封建時代の延長として生き永らえることとなったのである。

さらに、先に述べたように、戦中・戦後の混乱に、農地解放という寺院経済の根底をゆるがすような追打ちが加えられた。この時代の寺院の住職にとって、何よりの重要事項は、自己の生活防衛であり、このようななかでの法人意

識の自覚や向上など、とうてい望むべくもないことであつた。法人意識の欠如の原因のひとつは、宗教団体法時代の宗教法人から、宗教法人令による宗教法人へ移行する時、法人側には何等の必然性も努力もなしに、この作業が行われた、ということにあらう。すなわち、宗教法人令成立の原因は、我が国の敗戦にあり、明治憲法に依拠する宗教団体法が連合国に否定された結果にすぎない。

宗教法人令公布の目的の一は、宗教団体法によって獲得せしめた法人格の保護にあつたのである。そこで、宗教法人令では附則にきわめて大幅な「みなし」規定を設けることにより、宗教団体法によって法人となつていたものはそのまま宗教法人令による宗教法人とみなしたのであつた。法人側からすれば、何の苦勞もなく、新法人になり得たのであるが、それだけに住職自身が法人について勉強し、研究を重ね、認識を高める絶好の機会は、空しく失なわれてしまつたのである。宗教法人令附則の「みなし」規定は次のようなものである。

「本令施行ノ際現ニ存スル法人タル教派、宗派及教団並ニ寺院及教会ハ之ヲ宗教法人ト看做シ其ノ教規、宗制、教団規則、寺院規則、教会規則、管長、教団統理者、住職、教会主管者、代務者及び総代並ニ寺院財産台帳及教会財産台帳ハ之ヲ各本令ニ依ル規則、主管者、代務者及総代並ニ寺院教会財産登記簿ト看做ス」

昭和二十六年になつて、現行の宗教法人法が施行された。宗教法人令に於て、民法法人の理事を模したと思われる「主管者」はさらに性格を明確にして「責任役員」として生れ変つたのである。責任役員は、宗教法人法による法定の意志決定機関として、法人の大小を問わず「三名」以上を置くことを義務付けされた。民法法人の理事は「数名」を原則とされるが、宗教法人では被包括法人の一般的な規模が勘案されて「三名」とされたのであらう。

また、宗教法人令に於ては、必らずしも明確でなかつた複数の場合の代表権の問題は、責任役員の中の一人を「代表役員」とし、これに代表権を与えることにより、宗教団体に受け入れられやすいものとなつた。そして、責任役員

には、法人の事務決定権、すなわち、法人の業務のうち「宗教」を除いたその余のすべての事項を決定する権限が、与えられたのである。責任役員の仕事と、権限の範囲が、明確に示された以上、「総代」というような補佐機関は、法の上で存在する余地がなくなつたのである。

しかし、江戸時代から続いた「総代」を法律の改正を理由に、一挙に廃止するほどの大変革は、これまで多くの宗派に於て、受容できることではなかつたのである。法もまた、このような自主的な機関を置くことまでも排すものはなかつたため、民法法人の「評議員」に相当するような諮問機関的な性格のものとして、多くの仏教系の法人では「総代」が残されることとなつた。しかしながら、法人規則のなかに総代が残されたとしても、これは従前のものとは、その性格を全く異にするものとなつたはずである。すなわち、従前ならば、主管者が相当有能であつたとしても、数の上では一人であるのに対し、総代の方は三名であつたから、法人の意志は総代の意見に左右される度合が強かつた。しかし、宗教法では、議決機関として三名以上責任役員を置かねばならず、これに対する総代は、通常三名ないし五名位であるから、従前のように圧倒的な多数で意志を通すことは、無理となつたのである。

総代の実力が、相対的に弱体化されるということは、一面では任職にとつて、歓迎されるべきことであつたであろう。しかしながら、寺院から総代を完全に排除してしまうことは、檀信徒との接点を失なうことを意味し、自からの檀道を断つことにもなる。総代とは、大変手強い相手ではあるが、それだけにたよりがいのある相手でもある。今日でも、寺院住職に、責任役員と総代の二者択一をせまれば、ほとんどの者が総代の方をとるであろう。責任役員とは、きわめて合理的な制度であるが、寺院住職にとつては、めいわくなものであつた。勿論、このような考えの原因の一要因は、法令に関する理解と認識の欠如にあることは、いうまでもない。それに、仏教界独特の閉鎖性や保守性などが加わつたため、責任役員という宗教法にかつてなかつた画期的な制度を自からの手で拡張、開拓して行こう

という気風が生じなかつたのである。

このような事情のなかで考え出されたのが、一種の二重権力機構である。すなわち、ある場合には、責任役員の仕事決定権が強調され、ある場合には、総代の伝統と権威が持ち上げられて、責任役員は単なる形式上の機関である、として軽んぜられたのである。相対的に見て、住職の力が強いところでは、住職の意のままになる人物が責任役員に任ぜられたり、極端な場合には、三名の役員をすべて住職の一族で占める、というようなことが行われる傾向を示した。これと反対に、総代の力が強いところでは、相も変らず総代が実権をにぎり、責任役員は地位が逆転して総代の追認機関か、せいぜい名誉職ぐらいにしか考えられていない。いずれの場合にも、責任役員は形骸化され、法の期待通り機能しないことは、いうまでもない。

このようになったのは、檀信徒にも責任の一端がある。寺院には常に住職が住んでおり、その住職が法事や葬式を満足に行なえさえすれば、それでよしとする風潮がきわめて強い。自己の所属する寺院が「宗教法人」であることさえ知らず、ましてその法人の事務の決定が適正に行われているか、などという点にはほとんど何の関心も特にないものが少なくない。このように、自己の直接的な利益の範囲しか、寺院とはかかわりを持ちたくない、という考え方が檀信徒の間に広がりつつあるのは残念なことである。

四 責任役員の適正化と将来の問題

宗教法人の管理・運営のかなめとなるのは、責任役員であることは、言をまたない。そこで、真言宗御室派では、まず責任役員と同族排除を最重要事項と考え、すでに十年以上も前から、被包括法人にこの旨の指導を行い、ほぼ完全に近い成果をあげている。

実際の事務手続としては、各法人から責任役員の任命申請が提出される都度、一件づつ宗派が保管している「寺籍簿」と申請書に記された責任役員名簿をチェックして行っている。もし、過半数へ定員三名なら二名以上、五名なら三名以上が同族である場合には、宗務所の出先の長である支所長を通じ、若しくは当該法人に直接連絡して、同族以外の者を選任するよう、指導をしている。当派では、同族は一切責任役員に任命しない、というほど強硬な姿勢でもなく、過半数を占めなければ、同族が加わってもよい、というものである。通常、被包括法人の責任役員は三名であるから、若し、どうしても同族を加えたいなら、規則の改正を行い、五名とすれば二名までは同族であってもかまわない。このようにして、長期に渡る指導の結果、ごく例外的に無理解なものを除き、ほとんどの法人が同族排除に理解を示し、協力をしてくれている。

責任役員の同族排除に関する被包括法人側の不満の大部分は、任職・代表役員が欠けた場合に後任者の選定について、寺族へ寺院の家族への意志が無視され、寺族保護がおろそかになる、というものである。当派に於ては、このような場合、残りの二名で開催する責任役員会で後任者を決定する、というのではなく、総代・法類なども後任者決定に参画する。従がって、残りの二名の責任役員に寺族が一名いたとしても、その者の意見が決定的なものとはなり得ない。

当派に於ては、他の仏教系各派と同様、代表役員には「任職」という宗教上の地位を有する者をもって充てられている。その任職には、これまた宗教上の資格である「教師」資格が必要とされる。教師としての資格を有する者は、あらかじめ次期任職たるの登録である「後任登録」を行うことができる。後任登録を行っておれば、宗教法人法に規定する欠格事由に該当するか、若しくはそれに相当するほどの重大な不適格事由がないかぎり、半自動的な手続によって、任職・代表役員になれるのである。これは、特別の寺族保護制度といえよう。

さらに寺族保護の一環として、特に婦人にかぎり教師の階級の中に「教師試補」と称する階級を設け、通常の教師資格取得より、はるかにゆるやかな修行によつて、任職資格を取得せしめる道も開いている。次に、任職の配偶者が任職資格を保有せず、後継者たる子弟が現に僧侶として修行中であつたり、あるいは未成年者であるような場合には、その者が任職資格を取得するまでのつなぎの代表者は「代表役員」としてではなく、「代表役員代務者」として任命している。このような方法は、あるいは宗教法人法の立法の趣旨に抵触するかも知れない。しかし、代表役員ではなく、代務者として任命しておけば、前任者が仮りに辞任をこぼんだとしても、代表役員を任命することが可能であるという利点は生かせるのである。

責任役員と同族排除と、寺族保護の関係は右に掲げたようなものであるが、たいていの法人はこのような説明を行なえば、あえて同族就任を強要しないものである。このような指導のためか、今のところ、責任役員の事務決定そのものに関しての重大な内容を持つ問題は提起されていない。

次に、代表役員以外の責任役員の就任資格等につき、若干の問題を提起してみたい。

責任役員の就任について、に関して当派に於ては、末寺規則で、一様に次のような資格制限を行っている。

「代表役員以外の責任役員は、法類、寺族又は總代のうちから代表役員が推薦した者につき、管長が任命する。」

三名の責任役員のうち、一名は代表役員であり、同族を加えられないとなると、残りは「法類」と「總代」ということになる。

法類とは、俗世間の親類のような関係を指すが、任職個人の師弟関係を意味する「身付法類」と寺院そのものの関係を指す「寺付法類」の二種がある。しかし、今日では師弟関係といつても、実質上は「親子関係」にしかすぎず、二種の法類が厳密に区別されることはない。責任役員に就任することができる法類とは、今日ほとんどの場合、近隣

の同一宗派の寺院住職を指すことが多い。なお、この法類という宗教上の機関は、当派では必要的機関とはなっていないので、それを置くか置かないかは、当該寺院の自由となっている。しかし、ひとたび法類となったものは、その関係を断ち切るのは心情的にも困難であるから、法類たる住職がどのような人物であろうと、半永久的に関係を継続しなければならぬこととなる。ところが、当派の末寺では、代表役員以外の二名の責任役員を、すべて法類で占めているものも少くはない。一見すれば、これは法人運営が非常に公明正大に行われているように考えられるが、宗教法の立法の精神からすれば、多少の疑問が残る。すなわち、末寺といえども、現行の宗教法の下では、自律し、独立した法人である。末寺が当然に保有するはずの一部の権限、例えば代表役員・責任役員の任免権、財産処分や規則変更の承認権などを宗派たる包括法人に委任しているとはいえず、その余は独立した法人として、第三者の介入を許さないはずである。

寺院という宗教団体は、基本的には住職及び教師・徒弟と檀信徒で構成される。これらの構成員が、法人規則によって、法人を形成しているのである。逆にいえば、法人規則によって拘束を受けない者は、その法人に対して何等の権利・義務を有しない。当派の末寺規則では、法類を置くこととしているものが多いので、そのかぎりに於ては、法類も第三者たり得ない。しかし、財的には当該法人と何らかかわりを持たない法類が、ただちに責任役員として、正に財的な任務を主とする意志決定機関員となり得るかという点には、疑問をはさむ余地が残る。

法類は、宗教法の成立を契機として、従来の歴史的な関係を整理し、純粹な宗教的機関として位置付けられた上で、法人規則からはずした方が良かったのではなかったかと思う。そして、責任役員は、総代の代表にゆだねた方が法人の自主性・独立性をさらに高めるために有効であったのではなからうか。このような事情もあって、当派では照会を受ければ、法類よりは総代の方が責任役員としてふさわしいと指導している。この問題は、責任役員の同族排除

などに比較すると小さなものではあるが、就任資格の見なおしなども、その時期に来ているようである。

五 結 び

さて、今までに述べてきたことを要約すれば、宗教法人法制定当時の規則案を中心として、責任役員会制の問題、近畿四府県で作成された新しい規則案とのからみ、さらには責任役員と同族排除及び資格制限などから、「責任役員像」ともいふべきものを導びき出そうとしたが、単に個別的なあるいは並列的な問題提起に終ったようである。

宗教法人法が施行され、早や三十年を迎えるという時期にあつても、法人の代表者にすらこの法が十分理解されていない、ということ、今まで我々がとってきた周知徹底に対する努力の少なさもさることながら、その方法にも問題があつたものといえよう。すなわち、単に代表者のみを相手にするのではなく、檀信徒一般にまで周知せしめる方法をとリ、世間の知恵をより広く法人の管理運営に注ぎ込む工夫をしなければならぬと考へている。

すでに述べているが、仏教界には、宗教法人法などは「俗法」にしかすぎない、と歯牙にもかけないという気風もいまだに強い。自分達の説く法は、世俗の法よりはるか彼方にあつて、その広がりといい、深みといい比較にならないものだと称しつつ、その小さな狭い世俗の法が理解も遵守もできない、というパラドックスは、どう説明できよう。このような姿を世間の目から眺めれば、滑稽以外のなにもでもなからう。

また本稿の初めの部分で述べたように、財産処分等をめぐる宗教界の多くの出来ごとは、法令に関する無知や無理解に起因するものではあるが、一方、法知識さえあれば、すべて解決かといえれば、決してそうではないのである。広い意味での法のなかには、例えば法の歴史あるいは法哲学なども含まれるのであつて、このようなものも含めて学ばなければ、法に流れている精神とか基本理念などは理解できない。このような部分を一切省略し、条文のみの理解に

止まるのなら、むしろ悪しき人間を作ることになろう。

法が万能で、法が完全無欠の時代には、恐らくどれほどの時間をかけて待ったとしても、到達し得ないであろう。しかしながら、完全ではないにしろ、今日の我が国で達成されている法律とその運用の制度は、世界に誇り得るものである。なかでも宗教人の最大の関心事である信教の自由等が、これほど完全な形で保証せられている国は、きわめて少ないのである。今日我々が有している信教の自由という制度をより強固なものとし、発展させるためには、社会一般の支持と協力なしにはとうてい達成し得ないものである。法を理解し、それを遵守するという程度のこととは、教えを説き広めるといふ仕事に比べればきわめて小さなことである。しかし、現実にはそれすらできないとなると、外見ではなく、中身のあった平安や鎌倉時代のような、いきいきとした仏教界を再現することなど、とうてい不可能であろう。